

千葉市図書館名検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市図書館の名称を選定するため、千葉市図書館名検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長の職にある者を、副委員長は教育次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理するとともに委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長が職務を代行する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者を出席させることができる。

(委員会)

第3条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させて説明を求めることができる。

(準備会)

第4条 委員会に準備会を置く。

- 2 準備会は、第1条の千葉市図書館の名称選定に係る具体的な事項を検討し、調整を図る。
- 3 準備会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 4 会長は中央図書館長の職にある者を、副会長は中央図書館管理課長の職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、準備会の会議を招集し、その議長となる。
- 6 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 7 準備会は、検討し、調整した結果を委員会に報告する。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、第3項に規定する者以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、中央図書館管理課において処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から施行する。

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

別表第1

教育長
教育次長
教育総務部総務課長
生涯学習部長
生涯学習部生涯学習振興課長
生涯学習部中央図書館長

別表第2

生涯学習部中央図書館長
生涯学習部中央図書館管理課長
生涯学習部中央図書館管理課課長補佐
生涯学習部中央図書館情報資料課長
生涯学習部中央図書館情報資料課長補佐
生涯学習部みやこ図書館長
生涯学習部花見川図書館長
生涯学習部稲毛図書館長
生涯学習部若葉図書館長
生涯学習部緑図書館長
生涯学習部美浜図書館長
生涯学習部生涯学習振興課長